

#### 4 学校と家庭，相談機関等との連携及び学校間の連携

課題3の学校と家庭，相談機関等との連携及び学校間の連携の具体策について以下述べる。

##### (1) 学校と家庭との連携

教育は，児童生徒と保護者と教職員が一体となって行われるものである。主とした教育の場が学校か家庭かの違いはあるものの，立場の違いがあるからこそ保護者と教職員の連携が重要である。特に，かかわる児童生徒の状態が不安定な場合は，両者の共通理解に基づくかかわりが不可欠である。このことは，今回の実態調査「過去の保健室等登校児童生徒への効果的対応例」(図11参照)の結果でも再確認されている。

##### ア 連携における学校や教職員の基本的姿勢

保健室等登校児童生徒の意識や行動に変容がみられた事例には，保護者との連携において，主に次のような共通点がある。

##### (ア) 保護者の心情や考え方を理解しながら，信頼関係づくりに努める。

現代の社会は価値観が多様化しており，保護者の不登校や保健室等登校に対しての考え方も多様である。例えば，児童生徒が保健室等登校していることを「学校には行っており，不登校ではないから何とかなる」とか，「このまま学校にも行けなくなるのではないか」など，不安感や焦りの程度は別として様々な思いを抱いている。

保護者が，保健室等登校を児童生徒の自立と成長に関する発達課題として受け止めていくためには，教師が保護者に継続的にかかわり，児童生徒の実態についての理解を促す必要がある。まず保護者の気持ちに添いながら，話をじっくり聴くことである。保護者が「この先生は自分の気持ちを分かってくれる」と思うことが，信頼関係づくりの第一歩となる。

##### (イ) 保護者との情報交換に積極的で，情報内容や伝達方法に配慮と工夫がある。

しばしば児童生徒たちの表情や言動等が，学校と家庭では異なることがある。日ごろから，担任に限らず，管理職や養護教諭，教育相談担当教諭など，児童生徒とのかかわりに応じた立場から保護者と連絡を取り合えるようにする。例えば，徐々に教室での授業に参加した日でも，その事実を児童生徒は保護者には伝えることができないことが多い。保護者が過度に期待感を高めることを恐れたり，次回も教室に行けるという自信が児童生徒になかったりするからである。このことから，児童生徒に関するプラス情報であっても，保護者に伝わったときの児童生徒なりの不安感にも配慮した上で，適宜保護者に提供していく必要がある。

伝達方法については，児童生徒・保護者の状態や情報内容に応じて工夫し，電話，手紙，面接，家庭訪問などを検討する必要がある。また，各手段の利用に際しては，学校・家庭相互の情報交換の場面となるようにする。

##### (ウ) 保護者に対して，児童生徒の状態等に応じた学校・家庭での具体的対応内容を提示する。

児童生徒へのかかわりは，保護者と教職員の共通理解に基づいた共通実践が重要である。教職員や学校は教育の専門家として，ときには関係機関との連携を図りながら，保護者や家庭の実態に応じた児童生徒への具体的なかかわり内容を提示する必要がある。あくまで保護者の負担が大きくなるよう配慮し，「自分にもできそうだ」という自己効力感をもたせることが重要である。また，児童生徒の変容には時間がかかることを十分に理解させるとと

もに、保護者のかかわり方についての助言も添えることも重要である。保護者と教職員が、児童生徒の成長を願う良きパートナーとして、相互に補完し合う必要性を実感していくことが求められる。

#### イ 保護者の実態に応じた働き掛け

不登校の場合と同様、保健室等登校の背景や態様は様々である。また、教室に入れない児童生徒の状態に対する保護者のとらえ方や家族の形態もそれぞれ異なっている。

学校や教職員は、家庭や保護者と効果的に連携していくために、対象となる児童生徒の状態や家庭の状況など、保健室等登校への対応と連携に必要と思われる情報を整理しておく必要がある。そのためにも、担任教諭や養護教諭等の個人ではなく、学校全体として幅広く情報収集を行うことなどが求められる。また、保護者が学校や教師に不信感を募らせ批判的である場合は、第三者である相談機関等を活用したり、家庭の経済的事情や医療の問題などがある場合は、民生委員や市町村役場の担当者などに支援を求めたりするなど、学校の枠を超えた連携が不可欠である。

ここでは、次の表2のように、保護者の実態を大まかに、まず関心度が「高い場合」と「低い場合」といった意識レベルで区分し、次に保健室等登校児童生徒の状態を、不登校の「前兆段階」と「再登校段階」に区分した上で、それぞれを更に「初期」と「長期化」に区分し、保護者への主な働き掛けの一例として整理している。

表2 保健室等登校への保護者の関心度と児童生徒の状態の関係における主な学校の働き掛け

		「保健室等登校」への保護者の関心度	
		低い場合	高い場合
不 登 校 段 階	前 兆 段 階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問，別室登校の分析等</li> <li>・教室登校への協力要請</li> <li>・連絡ノート等による情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の不安感の軽減</li> <li>・学校の対応方針・内容の説明</li> <li>・電話を中心とした情報交換</li> </ul>
	登 校 段 階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問，登校要因の分析等</li> <li>・学校の対応方針・内容の説明</li> <li>・保護者の教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に関するプラス情報の提供</li> <li>・学力補充等の具体的協議</li> <li>・教育相談及び相談機関等の紹介</li> </ul>
再 登 校 段 階	再 登 校 段 階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の複雑な心情の理解促進</li> <li>・学校対応の説明と報告</li> <li>・連絡ノート等による情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の期待感の軽減</li> <li>・学校対応の説明と報告</li> <li>・面接を中心とした情報交換</li> </ul>
	校 階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に関するプラス情報の提供</li> <li>・学校対応の経過と今後の方針</li> <li>・教育相談及び相談機関等の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の不安感の軽減</li> <li>・家庭訪問による情報交換</li> <li>・教育相談及び相談機関等の紹介</li> </ul>

関心度が低い保護者とは、不登校の各段階状況や保健室等登校に対して十分な理解が得られておらず、当該児童生徒へのかかわりや学校との連携に消極的な保護者である。このような場合、学校は保護者の実態に配慮しながら、様々な機会をとらえた啓発活動を行い、保護者の具体的なかかわり行動を呼び起こすことが望まれる。例えば、「前兆段階・長期化」で説明すると、

担任等は家庭訪問を積極的に実施し、児童生徒の学校での様子や保健室等登校の長期化の課題を保護者に伝えるとともに、家庭との連携を含んだ学校の今後の取組について話し合うことが重要である。また、その際には、学校から家庭への一方的なお願いや指導にならないようにして、一緒に考える姿勢や態度で臨み、保護者自身にかかわり方を気付かせる必要がある。

児童生徒の抱える課題は、保護者の抱える課題と密接に関係している場合が多い。これまで学校や教職員は、ややもすると保護者の課題を「あれは家庭の問題だ」からと、積極的にかかわることを避けていた場面があった。ここに、子どもの課題解決が図られにくい要因の一つがあった。文部科学省の通知「不登校への対応の在り方について」(文科初第255号：平成15年5月16日付け)によると、不登校を「心の問題」としてのみとらえるのではなく、「進路の問題」としてとらえる必要性を訴え、学校の積極的な支援や学校・家庭・地域による連携ネットワークの支援の意義を説いている。学校における取組を充実させるには、校内体制の充実が不可欠であり、実践的に機能させるためには、校長のリーダーシップの下、コーディネーター的な役割を果たす教職員の存在が重要となる。

## (2) 学校と相談機関等との連携

学校や教職員は相談機関等との連携を図り、それらの諸機能を活用することも、児童生徒や保護者への大切な支援の一つであるという認識をもつことが重要である。そのためには、各機関に関する「誰が、どこで、何を、どのように」といった実用的な情報収集が不可欠である。

保健室等登校についても、登校していることだけをもって問題の解決とせず、当該児童生徒の状態を見極め、その後のよりよい手だてを見立てることが重要である。不登校の予防的対応や解決の機会を失わないために、専門機関との積極的な連携を早めに図ることが望まれる。

### ア 学校の基本的姿勢

学校は、専門機関との連携についての判断を教職員個人に委ねることなく、必ず委員会等で検討することが大切である。そのためには、保健室等登校児童生徒に関する詳細な情報が不可欠である。特に、学校は保護者や専門機関に対して対応等を伝えるとともに、連携に何を求めているのかを明確にすることが重要である。

なお、連携の効果を上げるためには、専門機関との窓口の一本化を図るとともに、当該児童生徒と実際上多くかかわっている教職員、あるいは校内でコーディネーター的役割を担っている教職員の活用が望まれる。

### イ 各相談機関等との連携の実際

#### (ア) 県総合教育センター

教育相談室や特殊教育研修室では、心理学専門の大学教官をスーパーバイザーとして迎え、教職経験者が教育相談に従事している。年間3,000回を超える相談の約36%を占めるのが不登校関係であり、学校や保護者のニーズに具体的に対応している。また、他の専門機関に関する情報提供もしている。

特に、保健室等登校児童生徒への対応をめぐるっては、保護者と教職員の思いや考えに違和感が生じやすい。教育センターでは、「子どもの成長を願う」立場の下、専門的な見地から両者に助言し、協力関係の充実に努めている。

#### (イ) 適応指導教室

県内には、11 か所の適応指導教室が設置されている（平成15年4月末現在）。このうち、指宿市、川内市、西之表市、名瀬市、始良町、志布志町の4市2町の適応指導教室は、県スクーリングサポートセンター（SSC）事業の指定を受け、地域SSCとして隣接町村からの児童生徒の受入れを推進している。また、平成15年度から一部の適応指導教室には、県の「メイクふれんず事業」により、相談支援員としてボランティア学生が派遣され、指導体制の充実が図られている。なお、地域SSCを支援する「広域SSC」として、前述の県総合教育センター教育相談室が指定されている。

適応指導教室は、保健室等登校児童生徒やその保護者にとって地理的に利便性が高くなることが多い。また、教師にとっても当該児童生徒の状態に応じて適応指導教室に出向き、学習指導や教育相談を行うなど具体的な連携が図りやすい。

#### (ウ) その他の相談機関等

保健室等登校児童生徒やその保護者のニーズによっては、各教育委員会、福祉事務所の家庭児童相談室、県児童総合相談センターなどの公的機関との連携が求められる。

また、民間施設（フリースクール）やNPO（民間非営利組織）の取組内容には公的機関にはみられない特色ある活動内容もあり、注目しておく必要がある。その際、「登校拒否問題への対応について（通知）」（文初中第330号：平成4年9月24日付け）では、相談機関等との連携の留意点として、「公的な指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことも困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間の相談・指導施設を考慮する場合、その性格や活動内容は多種多様であるので、学校や教育委員会はその施設の実態を十分に把握した上で、本人にとって真に適切かどうか判断する必要があること。」と示されている。

なお、上記通知の別記に、「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」が付されており、校長が指導要録上出席扱いにできる要件として、次の3点が示されているので、通知の趣旨を踏まえた対応に努めてほしい。

保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

公的機関とするが、民間施設の場合は、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断（平成4年3月学校不適応対策調査研究協力者会議報告の別記「民間施設についてのガイドライン（試案）参考」）すること。

当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提にすること。

### (3) 学校間の連携

国立教育政策研究所生徒指導研究センターが、『中1不登校生徒調査』（中間報告）において改めて指摘している小学校と中学校の連携の重要性を踏まえ、不登校や保健室等登校児童生徒への対応が効果的に行われるための学校間の連携について述べる。

#### ア 小学校における中学校や幼稚園等との連携

- (ア) 幼稚園や保育園との連携を図り、母子分離不安などの状況が報告された児童については、早期に家庭訪問を実施して保護者との連携を図るなどの対応を行う必要がある。
- (イ) 小学校で不登校傾向であった児童については、遅刻、早退、欠席日数や小学校の対応方法、家庭の状況等について細かく中学校への情報提供を行い、中学校での不登校の予防的対応に役立てる必要がある。そのため、小・中連絡会において生徒指導に関する情報交換の時間を確保するとともに、担任だけではなく、生徒指導主任や養護教諭などサポートチームの教職員も参加して細かな情報連携に努めたり、中学校入学後も、時折、中学校を訪問してその後の状況を確認したりすることも大事である。

#### イ 中学校における小学校や高等学校等との連携

- (ア) 小学校訪問や連絡会等を実施し、中学校が生徒指導上必要とする情報をしっかりと把握することが大切である。
- (イ) 市町村の生徒指導に関する研修会等で中学校区ごとの分科会を実施するなど、小学校と情報を共有できるように努めることが大切である。
- (ウ) 中学校では、進路指導が大きな課題であり、高校を含めどこでどのように学び、働くのか、生徒一人一人の適性や将来の夢を大事にして自己実現を目指した生き方ができるように個別相談を繰り返して、社会的な自立を促していくことが大事である。それまで不登校を続けていた生徒が、高校進学のために中学3年になって保健室等登校を開始することもある。そのような場合、保健室等での活動の中で自分のよさや適性を考える時間を設定したり、学習の補充指導を行ったりして進学に対する目標を達成できるように支援することが大切である。
- (エ) 中学校では保健室等登校であっても、高等学校では教室で授業を受けることができるようになる生徒もいる。高等学校の全日制・定時制・通信制や設置学科、公立・私立の特色や違いなどについて、理解を深めることができる情報を入手するとともに、進学先や就職先との連携を十分に図り、卒業後の状況を見届けていくことも大切である。

#### ウ 高等学校における中学校や転・編入先等との連携

- (ア) 中学校で不登校傾向があった生徒については、高校入学当初から欠席が始まりやすいことを予想して早期にサポートチームを組織して対応することが大事である。そのための情報連携の場として中・高連絡会等が従来通りでよいのか検討し、実施時期、参加メンバー、会議の内容などの検討を行う必要がある。
- (イ) 保健室等登校生徒の進路については十分その意志を尊重しながら、進学や就職先を具体的に検討し、自己実現に向けてやる気をもって努力できるように助言することが大事である。そのためにも転・編入学先や進学先の情報提供を適切に行う必要がある。